

平成30年9月7日

平成30年登米市議会定例会  
9月定期議会 議案

登米市議会

議員 番



議 案 目 次

議案番号	議 案 名	頁
諮問第3号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	5
諮問第4号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	6
諮問第5号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	7
諮問第6号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	8
諮問第7号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	9
報告第25号	平成29年度登米市水道事業会計継続費精算報告について	10
報告第26号	平成29年度登米市健全化判断比率の報告について	12
報告第27号	平成29年度登米市資金不足比率の報告について	13
報告第28号	放棄した債権の報告について	14
報告第29号	公益財団法人登米文化振興財団の経営状況について	16
報告第30号	株式会社とよま振興公社の経営状況について	17
報告第31号	株式会社いしこしの経営状況について	18
報告第32号	所得税法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定に係る専決処分の報告について	19
報告第33号	登米市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について	21
報告第34号	損害賠償の額を定め和解することに関する専決処分の報告について	23
議案第67号	平成30年度登米市一般会計補正予算（第3号）	別冊
議案第68号	平成30年度登米市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案第69号	平成30年度登米市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第70号	平成30年度登米市介護保険特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案第71号	平成30年度登米市土地取得特別会計補正予算（第2号）	別冊

議案第 72 号	平成30年度登米市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 73 号	平成30年度登米市宅地造成事業特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 74 号	平成30年度登米市病院事業会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案第 75 号	平成30年度登米市老人保健施設事業会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 76 号	登米市パークゴルフ場・レクリエーション施設条例の制定について	24
議案第 77 号	登米市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	29
議案第 78 号	工事請負契約の変更契約の締結について	31
認定第 1 号	平成29年度登米市一般会計歳入歳出決算認定について	32
認定第 2 号	平成29年度登米市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	33
認定第 3 号	平成29年度登米市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	34
認定第 4 号	平成29年度登米市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	35
認定第 5 号	平成29年度登米市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について	36
認定第 6 号	平成29年度登米市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	37
認定第 7 号	平成29年度登米市宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について	38
認定第 8 号	平成29年度登米市水道事業会計決算認定について	39
認定第 9 号	平成29年度登米市病院事業会計決算認定について	40
認定第 10 号	平成29年度登米市老人保健施設事業会計決算認定について	41

### 諮問第3号

#### 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

平成30年9月7日提出

登米市長 熊谷盛廣

氏名	及川 さよ子
住所	登米市中田町

## 諮問第4号

### 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

平成30年9月7日提出

登米市長 熊谷盛廣

氏名	佐々木 恵子
住所	登米市南方町

## 諮問第5号

### 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

平成30年9月7日提出

登米市長 熊谷盛廣

氏名	瀬戸栄典
住所	登米市中田町

## 諮問第6号

### 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

平成30年9月7日提出

登米市長 熊谷盛廣

氏名	佐々木 裕見子
住所	登米市豊里町

## 諮問第7号

### 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

平成30年9月7日提出

登米市長 熊谷盛廣

氏名	堀田耕平
住所	登米市津山町

## 報告第 25 号

### 平成29年度登米市水道事業会計継続費精算報告について

平成29年度登米市水道事業会計の継続費に係る事業が完了したため、継続費精算報告書を調製したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

平成 30 年 9 月 7 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

(別紙)

## 平成29年度 登米市水道事業会計継続費精算報告書

款	項	事業名	全体計				実績				比較								
			年割額	左の財源内訳			支払義務 発生額	左の財源内訳			年割額と 支払義務 発生額の差	企業債	左の財源内訳						
				企業債	国庫補助金	出資金		損益勘定 留保資金	企業債	国庫補助金			出資金	損益勘定 留保資金					
1	1	新田配水池送水管布設事業	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
		28	481,140,000	128,400,000	160,380,000	160,300,000	32,060,000	456,436,080	128,400,000	152,145,000	152,200,000	23,691,080	24,703,920	0	8,235,000	8,100,000	8,368,920		
		29	58,000,000	15,600,000	18,958,000	19,500,000	3,942,000	80,408,160	15,600,000	26,428,000	27,600,000	10,780,160	△ 22,408,160	0	△ 7,470,000	△ 8,100,000	△ 6,838,160		
		計	539,140,000	144,000,000	179,338,000	179,800,000	36,002,000	536,844,240	144,000,000	178,573,000	179,800,000	34,471,240	2,295,760	0	765,000	0	1,530,760		

## 報告第 26 号

### 平成29年度登米市健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、平成29年度決算に基づく登米市健全化判断比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

平成 30 年 9 月 7 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

(単位：%)

健全化判断比率	平成 29 年度	早期健全化基準
実質赤字比率	—	11.92
連結実質赤字比率	—	16.92
実質公債費比率	7.9	25.0
将来負担比率	77.7	350.0

備考

- 1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、比率が算定されないため「—」を記載している。

## 報告第 27 号

### 平成29年度登米市資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、平成29年度決算に基づく登米市資金不足比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

平成 30 年 9 月 7 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率
水道事業会計	—
病院事業会計	12.7
老人保健施設事業会計	—
下水道事業特別会計	—
宅地造成事業特別会計	—

備考

- 1 「資金不足比率」欄において資金不足比率が算定されない場合は、「—」を記載している。
- 2 資金不足比率が20%以上の場合は、経営健全化基準に該当する。

## 報告第 28 号

### 放棄した債権の報告について

登米市債権管理条例（平成22年登米市条例第43号）第15条第1項の規定に基づき、市の債権について、下記調書のとおり放棄したので、同条第2項の規定により報告する。

平成 30 年 9 月 7 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

#### 債権放棄調書

債権放棄年月日：平成 30 年 3 月 31 日

債権の名称	債権放棄の事由	平成 29 年度の放棄した債権			備 考
		人数	件数	金額	
学校給食費	第 1 号該当 (生活困窮)	20 人	182 件	696, 145 円	時効 2 年 合計人数のうち実人数は 14 人
	平成 24 年度	1 人	2 件	7, 500 円	
	平成 25 年度	2 人	35 件	133, 000 円	
	平成 26 年度	3 人	25 件	102, 200 円	
	平成 27 年度	14 人	120 件	453, 445 円	
	計	20 人	182 件	696, 145 円	

債権放棄年月日：平成 30 年 3 月 31 日

債権の名称	債権放棄の事由	平成 29 年度の放棄した債権			備 考
		人数	件数	金額	
水道料金	第 2 号該当 (免責)	6 人	6 件	15, 566 円	時効 2 年 合計人数のうち実人数は 22 人
	平成 29 年度	6 人	6 件	15, 566 円	
	第 5 号該当 (行方不明)	19 人	47 件	98, 365 円	
	平成 25 年度	3 人	9 件	32, 935 円	

	平成 26 年度	10 人	21 件	38,646 円
	平成 27 年度	5 人	16 件	25,056 円
	平成 28 年度	1 人	1 件	1,728 円
	計	25 人	53 件	113,931 円

債権放棄年月日：平成 30 年 3 月 31 日

債権の名称	債権放棄の事由	平成 29 年度の放棄した債権			備 考
		人数	件数	金額	
病院事業 使用料	第 1 号該当 (生活困窮)	8 人	10 件	211,377 円	時効 3 年  合計人数の うち実人数 は 14 人
	平成 15 年度	1 人	1 件	128,280 円	
	平成 22 年度	1 人	1 件	1,990 円	
	平成 23 年度	2 人	3 件	52,480 円	
	平成 24 年度	1 人	1 件	9,847 円	
	平成 25 年度	2 人	2 件	8,140 円	
	平成 26 年度	1 人	2 件	10,640 円	
	第 3 号該当 (債権消滅)	1 人	4 件	118,775 円	
	平成 21 年度	1 人	4 件	118,775 円	
	第 5 号該当 (行方不明)	9 人	13 件	224,544 円	
	平成 17 年度	1 人	1 件	14,660 円	
	平成 18 年度	1 人	1 件	5,670 円	
	平成 21 年度	1 人	1 件	430 円	
	平成 22 年度	1 人	1 件	17,014 円	
	平成 23 年度	2 人	2 件	31,565 円	
	平成 24 年度	2 人	6 件	140,615 円	
	平成 26 年度	1 人	1 件	14,590 円	
	第 7 号該当 (徴収停止)	3 人	9 件	36,068 円	
	平成 23 年度	1 人	2 件	11,969 円	
	平成 24 年度	1 人	6 件	24,018 円	
	平成 26 年度	1 人	1 件	81 円	
計	21 人	36 件	590,764 円		

## 報告第 29 号

### 公益財団法人登米文化振興財団の経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、公益財団法人登米文化振興財団の経営状況を別冊のとおり報告する。

平成 30 年 9 月 7 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

## 報告第 30 号

### 株式会社とよま振興公社の経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、株式会社とよま振興公社の経営状況を別冊のとおり報告する。

平成 30 年 9 月 7 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

## 報告第 31 号

### 株式会社いしこしの経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、株式会社いしこしの経営状況を別冊のとおり報告する。

平成 30 年 9 月 7 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

## 報告第 32 号

所得税法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定に係る専決処分の報告について

平成30年7月26日、所得税法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告する。

平成 30 年 9 月 7 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

## 専 決 処 分 書

所得税法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 30 年 7 月 26 日

登米市長 熊 谷 盛 廣

所得税法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

（登米市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部改正）

第 1 条 登米市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例（平成17年登米市条例第117号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 3 号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

（登米市心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正）

第 2 条 登米市心身障害者医療費の助成に関する条例（平成17年登米市条例第121号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 1 号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 第 1 条の規定による改正後の登米市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例第 3 条第 2 項の規定及び第 2 条の規定による改正後の登米市心身障害者医療費の助成に関する条例第 3 条第 2 項の規定は、平成 31 年 10 月 1 日以後の受給資格の制限について適用し、同日前の受給資格の制限については、なお従前の例による。

## 報告第 33 号

### 登米市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について

平成30年8月7日、登米市職員の自己啓発等休業に関する条例（平成20年登米市条例第2号）の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告する。

平成 30 年 9 月 7 日 提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

## 専 決 処 分 書

登米市職員の自己啓発等休業に関する条例（平成 20 年登米市条例第 2 号）の一部改正について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 30 年 8 月 7 日

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例  
登米市職員の自己啓発等休業に関する条例（平成20年登米市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 号中「第104条第 4 項第 2 号」を「第104条第 7 項第 2 号」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の登米市職員の自己啓発等休業に関する条例第 4 条第 2 号に規定する課程には、学校教育法等の一部を改正する法律（平成29年法律第41号）による改正前の学校教育法（以下この条において「旧学校教育法」という。）第104条第 4 項第 2 号の規定により旧学校教育法第83条に規定する大学（当該大学に置かれる旧学校教育法第91条に規定する専攻科及び旧学校教育法第97条に規定する大学院を含む。）の課程に相当する教育を行う課程として認められていた課程を含むものとする。

## 報告第 34 号

### 損害賠償の額を定め和解することに関する専決処分の報告 について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 30 年 9 月 7 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

区分	専決処分年月日	事故の概要	損害賠償額 和解内容
交通事故	平成 30 年 8 月 13 日	平成 30 年 6 月 26 日、仙台市青葉区 2-20-1（NHK 仙台放送局）の駐車場において、職員の運転する公用車が駐車してあった相手方車両に接触したものの。	69,613 円 その余の請求を 放棄

## 議案第 76 号

### 登米市パークゴルフ場・レクリエーション施設条例の制定について

登米市パークゴルフ場・レクリエーション施設条例を次のとおり制定するものとする。

平成 30 年 9 月 7 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

#### 登米市パークゴルフ場・レクリエーション施設条例

(設置)

第 1 条 市民の心身の健全な発達、健康増進及び交流の促進を図るため、登米市パークゴルフ場・レクリエーション施設（以下「施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
登米市パークゴルフ場	登米市石越町南郷字高森 100 番地の一部、140 番地、148 番地 1、178 番地 1、179 番地 13、245 番地 1 の一部、275 番地 1 の一部、280 番地、281 番地、282 番地、283 番地
レクリエーション施設 (愛称名 チャチャワールドいしこし)	登米市石越町南郷字高森 100 番地の一部、245 番地 1 の一部、274 番地、275 番地 1 の一部、302 番地 9、303 番地 11、307 番地 2、308 番地 1、308 番地 3、311 番地、314 番地 1、314 番地 18、314 番地 19、321 番地 3、321 番地 4

(休場日)

第 3 条 施設の休場日は、12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、登米市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(利用時間)

第 4 条 施設の利用時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(利用の許可)

第5条 施設を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。ただし、別表に定める個人が利用しようとする場合については、この限りでない。

2 教育委員会は、前項の許可（以下「利用許可」という。）をする場合において、管理上必要な条件を付することができる。

3 教育委員会は、施設を利用する者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設の建物、設備等を損傷し、又は汚損するおそれがあると認めるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、施設の設置目的に反すると認めるとき。
- (4) その他教育委員会が利用させることが不相当と認めるとき。

(目的外利用、権利譲渡等の禁止)

第6条 前条第1項の利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、施設の利用許可を受けた目的以外に利用し、その全部若しくは一部を転貸し、又はその権利を他に譲渡してはならない。

(利用の中止)

第7条 利用者は、利用を中止しようとするときは、教育委員会に申し出なければならない。

(利用許可の取消し等)

第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消し、若しくは変更し、又は利用を停止することができる。

- (1) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) 利用許可の条件に違反したとき。
- (3) 虚偽その他不正の手段により利用許可を受けたとき。
- (4) 公益上やむを得ない事由が生じたとき。
- (5) その他施設の管理上特に必要と認められるとき。

(使用料)

第9条 利用者及び第5条第1項ただし書の適用を受ける者（以下「利用者等」という。）は、別表に定める使用料（入場料及び施設使用料をいう。以下同じ。）を前納しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第10条 市長は、特別な事由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除す

ることができる。

(使用料の返還)

第 11 条 既に納付された使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(利用者等の原状回復義務)

第 12 条 利用者等は、その利用を終えたとき、若しくは停止されたとき、又は利用許可を取り消されたときは、直ちにその利用に係る施設の建物、設備等を原状に復して返還しなければならない。

(損害賠償)

第 13 条 利用者等は、施設の建物、設備等を損傷し、汚損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第 14 条 教育委員会は、施設の管理運営上必要と認めるときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に施設の管理を行わせることができる。

2 前項の規定により施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第 3 条及び第 4 条の規定にかかわらず、当該指定管理者が必要と認めるときは、教育委員会の承認を受けて、休場日及び利用時間を変更することができる。

3 第 5 条、第 7 条及び第 8 条の規定は、第 1 項の規定により施設の管理を指定管理者に行わせる場合について準用する。この場合において、これらの規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(指定管理者の業務)

第 15 条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 施設の利用の許可に関する業務
- (2) 施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する業務
- (3) 施設の維持管理に関する業務
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、教育委員会が施設の管理上必要と認める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第 16 条 指定管理者は、国が定める法令、条例、条例に基づく規則その他教育委員会が定めるところに従い、適正に施設の管理を行わなければならない。

(利用料金)

第 17 条 第 14 条第 1 項の規定により施設の管理を指定管理者に行わせる場合（指定管理者が市からの委託契約により、使用料の徴収を行う場合を除く。）において、利用者等は、指定管理者に対し、利用料金を納付しなければならない。

2 利用料金は、法第 244 条の 2 第 8 項の規定により、指定管理者の収入とすることができる。

3 利用料金の額は、別表に定める額を上限として、あらかじめ市長の承認を受けて、指定管理者が定める。

4 第 10 条及び第 11 条の規定は、第 1 項の規定により徴収する利用料金について準用する。この場合において、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

(指定管理者の原状回復義務)

第 18 条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は法第 244 条の 2 第 11 項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を受けたときは、この限りでない。

(委任)

第 19 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

2 第 14 条第 1 項の規定による指定管理者の指定その他この条例の施行に関し必要な手続は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

(登米市公園条例の一部改正)

3 登米市公園条例（平成 17 年登米市条例第 188 号）の一部を次のように改正する。  
別表第 1 (1) 観光公園の表石越高森公園（愛称名 チャチャワールドいしこし）の項を削る。

別表第 3 の 5 の表を削り、別表第 3 の 6 の表を別表第 3 の 5 の表とし、別表第 3 の 7 の表を別表第 3 の 6 の表とする。

(経過措置)

4 施行日の前日までに、前項の規定による改正前の登米市公園条例の規定により課した、又は課すべきであった使用料の取扱いについては、なお従前の例による。

別表（第 5 条、第 9 条関係）

1 入場料

利用区分		使用料
個人	一般（高校生以上）	400 円
	小・中学生	200 円

団体	10人以上で利用する場合は10%以上の割引とする。
----	---------------------------

備考 小学生未満の者については、無料とする。

2 施設使用料（登米市パークゴルフ場の利用にあつては、入場料を含む。）

利用区分		使用料	
登米市パークゴルフ場	個人	一般（高校生以上）	600円 回数券11枚つづり 6,000円
		小・中学生	300円 回数券11枚つづり 3,000円
	団体	10人以上で利用する場合は10%以上の割引とする。	
	クラブ及びボール		1セット 200円
レクリエーション施設（愛称名 チャチャワールドいしこし）	マッハコースター		1回当たり 400円
	ファンシーサイクル		20分当たり 400円
	登山電車		1回当たり 300円

備考 登米市パークゴルフ場における利用とは、当該施設に入場してから退場するまでの間の利用をいう。

## 議案第 77 号

### 登米市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

登米市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年登米市条例第38号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成 30 年 9 月 7 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

#### 登米市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

登米市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年登米市条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 5 項中「次条第 2 号」を「次条第 1 項第 2 号」に、「第 17 条」を「第 17 条第 1 項」に改める。

第 7 条中「第 8 条第 1 項」を「次条第 1 項」に改め、「第 3 項まで」の次に「並びに附則第 4 項」を加え、同条第 2 号中「いう」の次に「。以下この条において同じ」を加え、同条に次の 2 項を加える。

- 2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件を全て満たすと認めるときは、前項第 2 号の規定を適用しないことができる。
  - (1) 家庭的保育事業者等と次項に規定する連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
  - (2) 次項に規定する連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。
- 3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第 1 項第 2 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。
  - (1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第 28 条に規定する小規模保育事業所 A 型若しくは小規模保育事

業所 B 型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業 A 型事業者等」という。）

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業 A 型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

第 17 条第 2 項に次の 1 号を加える。

(4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第 23 条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第 24 条第 2 項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。附則第 3 項において同じ。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）

第 33 条中「第 28 条」を「第 29 条」に改める。

第 46 条中「第 7 条第 1 号」を「第 7 条第 1 項第 1 号」に改める。

附則第 2 項中「若しくは」を「又は」に改め、「者」の次に「（次項において「施設等」という。）」を加える。

附則中第 5 項を第 6 項とし、第 4 項を第 5 項とする。

附則第 3 項中「第 7 条本文」を「第 7 条第 1 項本文」に改め、同項を附則第 4 項とし、附則第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、施行日以後に家庭的保育事業（第 23 条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）の認可を得た施設等については、施行日から起算して 10 年を経過する日までの間は、第 16 条、第 23 条第 4 号（調理設備に係る部分に限る。）及び第 24 条第 1 項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、利用乳幼児への食事の提供を家庭的保育事業所等内で調理する方法（第 11 条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第78号

### 工事請負契約の変更契約の締結について

次のとおり工事請負契約の変更契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び登米市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年登米市条例第73号）第2条の規定により議会の議決を求める。

平成30年9月7日提出

登米市長 熊谷盛廣

- 1 契約の目的 (仮称) 登米インター工業団地造成(第2期) 工事
  
- 2 契約金額 変更前 387,720,000円  
変更後 404,524,800円
  
- 3 契約の相手方 浅野工務店・猪又組特定建設工事共同企業体  
代表者 宮城県登米市米山町西野字西裏12番地1  
株式会社 浅野工務店  
代表取締役 浅野 雅光  
構成員 宮城県登米市東和町米谷字根廻26番地  
株式会社 猪又組  
代表取締役 猪又 和男

## 認定第1号

### 平成29年度登米市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成29年度登米市一般会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成30年9月7日提出

登米市長 熊谷盛廣

## 認定第2号

平成29年度登米市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成29年度登米市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成30年9月7日提出

登米市長 熊谷盛廣

## 認定第3号

### 平成29年度登米市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定 について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成29年度登米市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成30年9月7日提出

登米市長 熊谷盛廣

## 認定第4号

平成29年度登米市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成29年度登米市介護保険特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成30年9月7日提出

登米市長 熊谷盛廣

## 認定第5号

平成29年度登米市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成29年度登米市土地取得特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成30年9月7日提出

登米市長 熊谷盛廣

## 認定第6号

平成29年度登米市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成29年度登米市下水道事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成30年9月7日提出

登米市長 熊谷盛廣

## 認定第7号

平成29年度登米市宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成29年度登米市宅地造成事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成30年9月7日提出

登米市長 熊谷盛廣

## 認定第8号

### 平成29年度登米市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、平成29年度登米市水道事業会計決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成30年9月7日提出

登米市長 熊谷盛廣

## 認定第9号

### 平成29年度登米市病院事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、平成29年度登米市病院事業会計決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成30年9月7日提出

登米市長 熊谷盛廣

## 認定第 10 号

### 平成29年度登米市老人保健施設事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、平成29年度登米市老人保健施設事業会計決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 30 年 9 月 7 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣